

沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金
(海外流通事業者招聘支援) 実施要領

平成 30 年 3 月 30 日 決裁
平成 31 年 3 月 28 日 一部改正
令和 2 年 3 月 27 日 一部改正
令和 4 年 3 月 31 日 一部改正
令和 6 年 4 月 1 日 一部改正

(通則)

第 1 条 沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金（以下「補助金」という。）のうち、海外流通事業者招聘支援に対する補助金の交付については、沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 本要領における語句の意義は、特別に定めのある場合を除き、交付要綱で定めるところによる。

(実施期間)

第 3 条 実施期間は、原則、当該会計年度の 4 月 1 日から 2 月末日までとする。

(補助対象経費)

第 4 条 交付要綱別表 2 二海外流通事業者招聘支援の項の補助対象経費の欄に規定する補助対象経費は次に掲げるものとする。

- (1) 航空運賃
 - (2) 燃油サーチャージ
 - (3) 航空保険特別料金
 - (4) 空港税
 - (5) 沖縄県内での宿泊料
 - (6) 航空券または宿泊に係る手配手数料
 - (7) 通常の航空運賃に含まれるべき座席指定料金及び手荷物受託手数料、保険料金
(LCC を活用した場合)
- 2 交付要綱別表 2 二海外流通事業者招聘支援の項の補助対象経費の欄に規定するその他知事が必要と認める経費は次に掲げるものとする。
- (1) 海外物産展で継続活用し、今後継続活用予定の販売促進員の渡航及び宿泊に係る経費
 - (2) 海外流通事業者取材目的で同行したメディア関係者 1 名分の渡航及び宿泊に

係る経費

- 3 宿泊料は、一泊あたり税込 9,800 円を上限とする。ただし、実費が 9,800 円より低い場合は、実費の 5 分の 4 を上限とする。
- 4 招聘対象者は、当該年度内に同一人物を 2 回までとする。また、招聘対象者が当該年度内に同一人物を 2 回目に招聘する際は、招聘期間中に県内事業者 5 者以上と商談を行うこと。

(補助対象外経費)

第 5 条 補助事業の対象となる目的以外を兼ねて支出したと認められる経費については、補助対象外とする。

- 2 交付決定前に支払いを行った経費については、原則補助対象外とする。
- 3 国際観光旅行税については、補助対象外とする。

(交付の申請)

第 6 条 交付要綱第 6 条の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 初回申請時のみ必要となるもの
 - ア 申請者の履歴事項全部証明書（写し可）
 - イ 県税納税証明書（法人事業税又は個人事業税の直近 1 年分の未納がないことを証明するもの）
 - ウ 国税納税証明書（法人税と消費税及地方消費税又は申告所得税の直近 1 年分の未納がないことを証明するもの）
 - エ 誓約書・確認書（別紙 1 - 1）
 - オ 年間計画書（別紙 1 - 2）
- (2) 申請の都度必要となるもの
 - ア 会社概要（別紙 2）
 - イ 企画書（別紙 3）
 - ウ 収支計算書（別紙 4）
 - エ 収支計算書内訳（別紙 4 - 1）
 - オ 上記に係る見積書等
- 2 設立 1 年未満の事業者による申請
決算期が未到来のため納税手続がなされていない場合、第 1 項第 1 号の県税納税証明書及び国税納税証明書を省略することができる。ただし、次に掲げる書類を全て提出すること。
 - (1) 当該企業が、県産品等輸出実績を証する船荷証券(B/L)等。
 - (2) 当該企業から、輸出先の輸入者へ宛てた請求書（インボイス）等
- 3 個人事業主の証明書類
法人の「履歴事項全部証明書」に類する証明書類として、次に掲げるものとする。

- (1) 国税事務所が発行する確定申告書
 - (2) 個人事業者の所在地が確認できる住民票
 - (3) 前2号に掲げるもの以外で、証明書類として認められるもの
- 4 収支計算書内訳においては、積算した補助金基礎額計から消費税相当額を一括して差し引いた後、千円未満の端数を切り捨てて申請する。

(実績報告)

第7条 交付要綱第12条の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 収支計算書（別紙4）
 - (2) 収支計算書内訳（別紙4-2）
 - (3) 第1号及び第2号に係る領収書等証拠書類
 - (4) 事業成果報告書（別紙5）
 - (5) 売上・成約実績表（別紙5-1）
 - (6) 第4号及び第5号に係る実施状況の写真及び結果が確認できる資料
- 2 収支計算書内訳においては、実際に支出した補助基礎額計から消費税相当額を一括して差し引いた後、千円未満の端数を切り捨てて報告する。

(為替レート)

第8条 現地通貨で支払った経費を日本円に換算する際には、申請日の前月末時点の為替レートで換算し、そのレートが確認できる資料を提出すること。

(雑則)

第9条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。